



報道発表資料

山形労働局発表
令和元年8月29日(木)

照 会 先	山形労働局労働基準部監督課	
	監督課長 遠藤 勇樹	
	地方労働基準監察監督官 芳賀 正佳	
	電話 023-624-8222	
	(F A X) 023-624-8345	

介護労働者を使用する事業場に対する

平成30年の監督指導の状況について公表します

～監督指導を行った事業場のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは85.4%～

山形労働局(局長 河西直人)は、このたび、県内の労働基準監督署が、平成30年に介護労働者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。(別紙参照)

介護分野については、事業場数及び従業者数がともに増加、拡大している状況にあります。しかしながら、中には事業開始間もない新規事業者も多く、労働基準関係法令や労務管理に関する理解や体制の整備が十分でない事業場も少なくありません。これらの状況を改善するため、山形労働局及び県内5つの労働基準監督署では、介護事業場における労働者の労働条件の確保・改善のための各種対策に重点的に取り組んでいます。

平成30年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した96事業場のうち82事業場(違反率85.4%)であった。
- 主な違反事項は、①労働時間31件(違反率32.3%)、②割増賃金の支払い24件(同25.0%)、③就業規則の作成、③賃金台帳の調製12件(同12.5%)の順に多かった。

山形労働局では、介護労働者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いのある事業場に対して監督指導を実施するなど、引き続き、重点的に取り組んでいくこととしています。